平成 29 年度　事務事業評価結果について

【目的･方針】

事務事業の有効性評価や優先度などに基づき、限られた財源の重点的・効率的・効果的な配分に努めることを目的に、各課の業務活動の基本単位である事務事業について、過去の実績や現状を確認し、事業の妥当性や効率性等を掘り下げて確認し、評価結果を基に課題整理を行い、魅力的で個性豊かな地域づくりに資する事業であるために、評価を行いました。

【評価概要】

1. 評価対象

更に深く掘り下げた評価を行うため、29 年度評価においては評価対象事業数を絞り込み、全事務事業（教育委員会を除く）のうち、任意実施事業５事業、努力義務実施事業３事業の計８事業を対象としました。（経常事業、義務実施事業、その他、特別会計等は評価対象としない。）

評価においては、企画・総務管理本部において評価対象事業の提示を行い、集中的な意見交換を行うことにより、評価を実施しています。

●区分別事業数一覧

区分		事業数	評価対象事業数	一次評価対象事業数	二次評価対象事業数	三次評価対象事業数
0	任意実施事業	107	5	5	5	1
1	経常的事務事業	106	0	0	0	0
2	義務実施事業	111	0	0	0	0
3	努力義務実施事業	32	3	3	3	1
4	市単費上乗せ事業	7	0	0	0	0
5	その他	33	0	0	0	0
計		396	8	8	8	2

※平成 29 年度評価においては、深く掘り下げた評価を行うため、評価事業数の絞り込みを行っています。

●管理本部別対象事業数一覧

部名	一次評価対象事業数	二次評価対象事業数	三次評価対象事業数
企画部	2	2	1
総務部	0	0	0
まちづくり部	2	2	0
市民生活部・福祉厚生	3	3	1
市民生活部・市民生活	0	0	0
産業観光部	0	0	0
都市基盤部・都市基盤	0	0	0
都市基盤部・道路公園	0	0	0
都市基盤部・建築住宅	1	1	0

●事業区分

任意実施事業（0）	●市民、団体等に対して市が独自に実施する事業 ●施設の設置、管理に関する事業 ●複数の事業が統合されて区分できない場合、義務実施事業と努力義務実施事業が混在する場合
経常的事務（1）	●内部管理事務、基金管理事務、人件費に関する事務
義務実施事業（2）	●地方自治法に定められた法定受託事務 ※本来は国・県が行う事務を市が行っている事務 ●法令または県の条例で実施が義務づけられている事務 ※法律などで「実施しなければならない」という事業 ●他の自治体と連携している事業で市の裁量が及ばない事業
努力義務実施事業（3）	●法令または県の条例で実施が義務づけられているが強制ではない事務 ※法律などで「～努めなければならない」という事業 ●法令または県の条例で実施が義務づけられているが、事業内容まで規定されていない事務
市単費上乗せ事業（4）	●義務・努力実施の場合に、義務や努力の範囲を超えて、市が独自に予算を上乗せして事務事業を行っている事業
その他（5）	●指定管理者制度導入済み施設の管理運営事業 ●総合計画の実施計画に位置づけられているが、既に終了した事業 ●緊急雇用対策事業

2. 評価方法

①一次評価

管理本部の助言を受けながら、対象事業８事業について、担当課の主観的な判断による評価を行いました。評価は、事務事業カルテと評価シートを用いて、妥当性、効率性、有効性、公平性、達成度の各視点を踏まえた評価を行いました。

②二次評価

企画部長、企画部次長、企画課長、総務部長、総務部次長、財政情報課長を評価員として、８事業の評価を行いました。担当課から提出された「事務事業カルテ」及び「一次評価シート」に基づき、事業の実績状況や事業の方向性について、担当課長が説明を行い、評価シートを用いて評価員による客観的な評価を行いました。また、二次評価の際、評価員により三次評価を行う必要がある事業について決定しました。

③三次評価

三次評価は、政策会議メンバーにより、事業実績状況や今後の方向性、二次評価結果を踏まえて、事業を総合的に判断し評価を行いました。

【評価結果】

	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
AA（拡大）	2	0	0	0
A（継続）	5	5	0	5
B（改善）	1	3	2	3
C（縮小･統合）	0	0	0	0
D（休止）	0	0	0	0
E（廃止）	0	0	0	0
F（経常事業へ）	0	0	0	0
計	8	8	2	8

※　数値は各評価において評価した件数です。
※　最終評価結果は、各事業における最終的な評価結果を集計したものです。

- ＡＡ・・将来に有効な事業として重点的に位置づける。（拡大）
- Ａ・・・現在の事業の進め方で十分効果が上がっている。（継続）
- Ｂ・・・事業の進め方に改善が必要である。（改善）
- Ｃ・・・事業の計画、内容及び規模等の改善が必要である。（縮小・統廃合）
- Ｄ・・・事業実施は必要だが、当面凍結しても問題がない。（休止）
- Ｅ・・・事業の廃止の検討が必要である。（廃止）
- Ｆ・・・経常的、義務的な事業であり、評価の必要はない。（経常事業等へ）

【今後の課題】

事務事業評価は、効果的・効率的な行政運営をめざして、限られた資源（人材・財源等）の有効活用を図るための行財政改革の手法の一つであるとともに、評価の過程の中で職員の意識改革を図り、市民サービスを向上させていく手法でもあります。

こうした行財政改革の取り組みの最も重要なことは「継続性」であり、そのためには、職員の意識はもとより、仕組みづくりが重要です。今回は評価作業にかける事務負担の軽減と事業実施担当との十分な意見交換による検証の時間を確保することなど、評価対象事業の選定や評価体制等について、これまでの運用に見直しを加えた事務事業評価を試行的に行いました。今後も継続性をもって実施していくとともに、蓄積されたデータを事務事業の見直し、事業の進行管理、予算編成作業の資料等に活用できるよう取り組んでいく必要があります。

【評価結果の公表】

事務事業評価の結果については市ホームページで公開します。本年度の事務事業評価の方針・概要・方法等と共に事業ごとの評価結果を公開することとします。

庁内においては、各課の独自処理フォルダに関係書類を掲載するとともに、事務事業評価サイトから評価シートの閲覧が可能となり、担当課がいつでも確認・活用できるようにします。

平成29年度事務事業評価　評価結果一覧

ID	頁	事業コード	事業名称	所属名称	所属コード	事業区分	H28結果	一次評価	二次評価	三次評価	H29最終結果
1	P1	20	コミュニティセンター等管理運営事業	企画部　市民協働推進課　市民協働・男女共同担当	3051505	0	A	A	A		A
2	P1	26	非常備消防事業	企画部　安全対策課　消防担当	3052010	3	B	B	B	B	B
3	P2	940	人口減少対策関連事業	まちづくり部　まちづくり戦略課　まちづくり戦略担当	7050505	0	－	A	A		A
4	P2	941	域学連携関連事業	まちづくり部　まちづくり戦略課　まちづくり戦略担当	7050505	0	－	A	B		B
5	P3	9	子育て支援事業	市民生活部　子育て支援課　子育て支援担当	10050702	0	AA	AA	B	B	B
6	P3	385	心身障害児通園施設管理事業	市民生活部　子育て支援課　マザーズホーム	10050745	0	B	A	A		A
7	P4	188	生活習慣病対策事業	市民生活部　健康長寿課　健康推進担当	10051007	3	A	AA	A		A
8	P4	717	アスベスト飛散防止対策事業	都市基盤部　建築住宅課　住宅管理担当	15054005	3	B	A	A		A

平成 29 年度　事務事業評価　評価結果

事業No.	事業名称	所属名称	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
20	コミュニティセンター等管理運営事業	企画部　市民協働推進課 市民協働・男女共同担当	A	A		A

	事業プラン
目的・意図	地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会を作るための活動を行う施設で、5ヶ所の基幹コミュニティセンターと23ヶ所のコミュニティ供用施設地区会館があり、これを管理運営する。 さらに、市民ふれあいセンターの管理運営を民間に委託し、市民の健康で文化的な活動を支援する。
内容	基幹コミュニティーセンターは市直営。コミュニティ供用施設は、各地区の自治会による運営管理。 市民ふれあいセンターは NPO 法人　富士北麓まちづくりネットワークを指定管理者としている。 なお、下吉田南コミュニティセンターは県立吉田高校と併用。基本、市民(団体)が文化教養の向上と福祉の増進に寄与し、健康で文化的な地域社会をつくるための施設として管理を実施。
評価	受付時間等の条例改正をするなど、コミュニティの場として、市民に安全快適な環境を提供し続けていることは評価できる。また、昨年度に長寿命化計画を委託したことにより、今後の維持管理概算コストを把握することができ、優先順位をもって修繕を施したり、適正な施設管理・計画を作成材料を得ることが出来た。コミュニティセンターの管理運営については、長寿命化や修繕により、引き続き継続して実施していく必要があることからA評価とした。
事業プラン	コミュニティセンターは、長期的にみた維持等管理事業費や統廃合等、そのあり方について検討をしていく時期を迎えている。昨年度策定した「公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、大規模改修や維持管理、地区会館を所有していない自治会に、どのような対応をしていくか等、事業の課題について協議、検討していただきたい。

事業No.	事業名称	所属名称	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
26	非常備消防事業	企画部　安全対策課　消防担当	B	B	B	B

	事業プラン
目的・意図	非常備消防（富士吉田市消防団 24 個分団、570 名）は、常備消防（富士五湖消防本部・富士吉田消防署）とともに、火災をはじめ大雨や台風などの風水害に出動し活動し、併せて火災予防の啓蒙普及活動を行う。消防団の活動に必要な設備の確保と充実を図り、消防団員として必要な知識と技術の習得を行う。
内容	①消防団活動 　火災による消火活動、風水害災害による出動及び警戒警備、防火啓蒙活動の実施、行方不明者の捜索 ②消防団行事 　ポンプ操法大会及び出初式の実施。防災訓練及び防火パレードへの参加。先進地視察研修の実施 ③消防団員公務災害補償及び退職報償金事業 　団員の公務災害補償等、団員の退職報償金の支払い ④施設施設の整備 　消防ポンプ自動車の更新、消防デジタル無線受令機の整備 ⑤消防関係団体への負担金 　消防協会、防犯協会等への負担金支払い
評価	非常備消防事業は災害時に市民の安心・安全を担う重要事業であり、継続すべき事業である。一方で、消防運営の維持が困難な分団や分団がない区域の対応等を含めた消防団の在り方など改善が求められる部分も挙げられるため、B 評価とした。
事業プラン	短期的には女性消防団員、OB 団員、機能別消防団員の活用に取り組んでいただきたい。 長期的には、消防団の再編による適正確保・配置について、自治会、自主防災会、消防団を一括りで考えながら、組織検討審議会で議論し、検討を続けていただきたい。

事業No.	事業名称	所属名称	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
940	人口減少対策関連事業	まちづくり部　まちづくり戦略課 まちづくり戦略担当	A	A		A

	事業プラン
目的・意図	移住定住促進、未婚化・晩婚化に伴う結婚支援等、人口減少対策における様々な課題に対し積極的に取り組み、地域社会の継続的な発展のため各種事業を展開する。
内容	定住促進奨励金制度、ふじよしだ定住促進センター関連、結婚支援関連、西丸尾団地跡地活用
評価	定住促進奨励金制度の展開により制度対象年齢人口(20歳～29歳)の減少幅が縮小しており、効果が現れていると見て取れる。定住促進奨励制度の効果については、長期的な視点により検証を継続することが必要であると同時に、本市の主要な課題である人口減少対策に直接に繋がる制度であるため、今後も継続して実施すべきとし、Ａ評価とした。
事業プラン	定住促進奨励金制度については、人口動向の詳細な分析と制度による効果など、検証を行ったうえ、現行の予算内にて制度の磨き上げを行っていただきたい。

事業No.	事業名称	所属名称	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
941	域学連携関連事業	まちづくり部　まちづくり戦略課 まちづくり戦略担当	A	B		B

	事業プラン
目的・意図	大学生や大学教員が地域の現場に入り、地域住民とともに課題解決や地域づくりに継続的に取り組むことで、新たな視点や考え方で地域の活性化を図る。
内容	地域活性化及び魅力発信に関する調査研究業務委託、魅力ある街のデザイン調査研究業務委託
評価	慶応義塾大学だけの繋がりではなく、地元の大学との連携を強めている中、今後の見通しとしてどのように事業を展開していくのか、検証もどのように行っているのかが見えてこない。これまでのやり方ではなく、何か新たな試みが必要な時期に来ているのと考えられ、改善の余地があるためＢ評価とした。
事業プラン	地元の大学との連携を進めていく必要があり、これから進むべき方向を明確にし、足下を固めたうえで事業を進めていただきたい。

事業No.	事業名称	所属名称	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
9	子育て支援事業	市民生活部　子育て支援課 子育て支援担当	AA	B	B	B

	事業プラン
目的・意図	富士吉田市次世代育成支援行動計画を基に、次代の社会を担う子どもを安心して、生み育てることができることを目的とした事業である。また、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安や悩みを解消し、相談できる子育て拠点施設として、また、子育ての情報の収集、共有、発信場所として、切れ目のない子育て支援を実施する。
内容	●産後ケアから児童館機能を有する子育て拠点施設として、旧福祉ホールを改修し、子育て拠点施設として「富士吉田市福祉ホール・子育て支援センター」をH29年1月7日に開所した。 ●つどいの広場事業として、子育て中の保護者の憩いの場、相談の場、子ども達の社会性などを培う場として実施した。直営の「つどいの広場にじいろ」については、明見コミセンから子育て支援センター1階に実施場所を移し、開所日を週3日から週6日に拡大して広場を実施した。0また、「つどいの広場ハーモニー」を　Qスタ3階　で実施した。 ●家庭訪問型子育て支援事業ホームスタート:6歳未満のお子さんがいる家庭にボランティアのホームビジターが訪問し、育児不安等に対する傾聴及び助言、一緒に家事支援等を行った。つどいの広場・ハーモニーに委託し実施した。 ●産前産後ケアについては、育児への不安や負担感を有する産後 5 ヶ月までの母親とその乳児に対し、サポートする日帰り型のケア施設となっており、常時、助産師や看護師が常駐して育児の不安や悩みの相談を実施した。(実施時　月曜日～日曜日の午前8時30分～午後5時15分まで) ●ファミリーサポート・センター運営事業：子育ての援助をしてほしい方（依頼会員）と援助をしたい方（協力会員）が会員となり、子育ての相互援助活動を行った。 ●乳児家庭全戸訪問事業：乳児のいる家庭を訪問することにより養育環境の把握を行い、子育てに関する情報の提供並びに援助を行った。
評価	子育て支援センターは、子育て中の保護者がいつでも情報を得られ、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行う子育て支援の拠点施設として機能している。 しかし、開設から半年後に開館時間の変更があるなど、安定した住民サービスの提供という面において改善すべき点が見受けられる。現状における課題を整理した上で今後の事業展開を図ることが、より子育てしやすい環境整備につながると判断し、B評価とした。
事業プラン	子育て支援事業は将来の富士吉田を支える重要事業である。今後については、継続した住民サービスの提供と子育て支援センターサテライト化等の事業拡大を両立できるような体制を整えるため、現状の課題を整理し、事業を推進していただきたい。

事業No.	事業名称	所属名称	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
385	心身障害児通園施設管理事業	市民生活部　子育て支援課 マザーズホーム	A	A		A

	事業プラン
目的・意図	療育の場として、音楽療法士、理学療法士、作業療法士等の定期的な訪問による専門的な指導を受け、日常生活における自立・発達を促し、第4保育園との交流の中で社会性の発達を促し、社会的な適応能力・自己コントロール能力を高める。 また、保護者に対し、療育意識の普及啓発（保護者向け学習会・親子学習会の開催等）、機能回復訓練・.療育事業生活相談などを実施する。
内容	一人ひとりの発達に応じた個別支援計画により、個別訓練・集団学習を行う。 日常生活のかかわりについて、身辺自立（排泄・着脱・身づくろい等）の獲得に関すること。 食育（摂食）に関すること。 集団生活への適応訓練・課題学習（わらべうた・運動あそび、造形活動等）や個別訓練などの意欲的な活動、体験学習や交流保育など、ゆったりとした時間の中での個別なかかわりによる情緒の安定。　保護者に対する支援：日常生活の助言・子どもの発達・就学に関する相談等。
評価	保育料については、継続的な施設運営を考える上で検討の余地がある。ただし、療育の場が少ない富士北麓地域において、障害児への早期アプローチという点で重要な役割を果たしており、継続すべき事業であることからA評価とした。
事業プラン	現在、実施されている様々な療育を継続していただきたい。また、５年後、10年後を見据えた中で、マザーズホームの運営を検討していく必要がある。今後も引き続き、郡内地域への療育施設設置要望を県へしていただきたい。

事業No.	事業名称	所属名称	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
188	生活習慣病対策事業	市民生活部　健康長寿課 健康推進担当	AA	A		A

	事業プラン
目的・意図	生活習慣病やその危険因子を早期発見し、適切な生活改善ができるよう、栄養や運動などの生活改善指導を実施するとともに、積極的に未病対策を行い、健康の維持･増進および疾病の予防や悪化防止を図る。
内容	①富士吉田医師会や健康管理事業団、山梨県歯科医師会等に委託し、検診を実施（循環器系検査、胃がん、肺がん、大腸がん、肝がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん、歯周疾患等検診）②未受診者への受診勧奨の実施　③検診の結果、要精密検査や重症域、糖尿病要医療に該当する者に対する受診勧奨および個別指導の実施　④データヘルス計画に基づく、糖尿病有所見者対策の実施　⑤健康増進のための健康ポイントラリーおよび健康にチャンス＆チェンジ事業等の実施
評価	市民の健康寿命の延伸のため事業を継続していく必要がある。 ただし、事業拡大を行うより、現在行っている事業内容を深化させることが事業の目的達成に近いことから、A 評価とする。
事業プラン	検診の周知徹底を図るとともに、事業内容を再検討し、見直しと効率化を行いながら、現状の取り組みを深化させていただきたい。

事業No.	事業名称	所属名称	一次評価	二次評価	三次評価	最終結果
717	アスベスト飛散防止対策事業	都市基盤部　建築住宅課 住宅管理担当	A	A		A

	事業プラン
目的・意図	住民のアスベストのよる健康被害を未然に防止するため、民間既存建築物のアスベスト含有の有無に係る調査及び除去工事における工事費の補助を実施する。
内容	富士吉田市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱により広報等で当事業への公募を求め、対象者に予算の範囲内において補助金を交付する。
評価	市民の安全を守り、健康被害を防止するため、継続していくことは適正である。 市の姿勢として、アスベスト対策事業を実行していることは評価でき、また、国・県の補助金が続く限りは継続すべき事業（平成 32 年度まで）であることから、A 評価とした。
事業プラン	国や県の補助が終了する平成 32 年以降を当市として どのように事業を進めるのか、市単独で継続していくのか、廃止するのか、管理本部を含め、今後の事務の在り方について検討していただきたい。